

令和7年度 第2回太良町地域公共交通合同会議
会議資料

日時：令和8年1月21日（水）14：00～

場所：太良町役場 3階 大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 報告事項

（1）コミュニティバスの運行見直しに伴う効果等の検証（速報版）
について (別添 A3 資料)

（2）令和7年度地域内フィーダー系統補助金交付申請について (P4)

（3）太良町運賃協議会の設立について (P5～9)

（4）太良町地域公共交通計画の修正について (P10)

（5）太良町地域交通（タクシー）利用料金助成事業について

4 協議事項

（1）令和7年度地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価（P11～15）
（案）について

（2）令和7年度 決算見込みについて (P16)

（3）令和8年度 事業計画（案）及び予算（案）について (P17～18)

5 その他

6 閉会

太良町地域公共交通会議 委員名簿

(令和7年6月23日～令和9年3月31日)

	会社・団体名	役職	氏名
1		太良町長	永淵 孝幸
2	祐徳自動車（株）	バス事業部 乗合バス部長	山口 守
3	（有）再耕庵タクシー	執行取締役総務部長	山本 浩二
4	（一社）佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野 武生
5	佐賀県杵藤土木事務所	管理第二係長	馬場 智生
6	鹿島警察署	交通課長	古賀 誠二
7	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	千種 智章
8	（一社）グローバル交流推進機構	理事長	土井 勉
9	佐賀県地域交流部 交通政策課 地域交通システム室	係長	長本 敬幸
10	太良町区長会	会長	鶴田 義廣
11	太良町老人クラブ連合会	会長	陣内 碩泰
12	太良町社会福祉協議会	事務局長	中村 秀貴
13	太良町立多良小学校	校長	熊本 万里子
14	太良町商工会	監事	大串 洋徳
15	太良町観光協会	副会長	川下 誠
16	太良町	副町長	毎原 哲也
17	太良町教育委員会	教育長	岡 陽子
18	太良町	総務課長	津岡 徳康
19	太良町	町民福祉課長	田崎 哲次
20	太良町	建設課長	安本 智樹

太良町地域公共交通活性化協議会 委員名簿

(令和7年6月23日～令和9年3月31日)

	会社・団体等	役職	氏名
1		太良町長	永淵 孝幸
2	祐徳自動車(株)	バス事業部 乗合バス部長	山口 守
3	(有)再耕庵タクシー	執行取締役総務部長	山本 浩二
4	(一社)佐賀県バス・タクシー協会	専務理事	草野 武生
5	佐賀県杵藤土木事務所	管理第二係長	馬場 智生
6	鹿島警察署	交通課長	古賀 誠二
7	(一社)グローカル交流推進機構	理事長	土井 勉
8	佐賀県地域交流部 交通政策課 地域交通システム室	係長	長本 敬幸
9	太良町区長会	会長	鶴田 義廣
10	太良町老人クラブ連合会	会長	陣内 碩泰
11	太良町社会福祉協議会	事務局長	中村 秀貴
12	太良町立多良小学校	校長	熊本 万里子
13	太良町商工会	監事	大串 洋徳
14	太良町観光協会	副会長	川下 誠
15	太良町	副町長	毎原 哲也
16	太良町教育委員会	教育長	岡 陽子
17	太良町	総務課長	津岡 徳康
18	太良町	町民福祉課長	田崎 哲次
19	太良町	建設課長	安本 智樹
オブザーバー	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	牟田 嘉伊座

令和 8 年 1 月 8 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 太良町地域公共交通活性化協議会
住 所 佐賀県藤津郡太良町大字多良 1 番地 6
代 表 者 氏 名 会長 永淵 孝幸

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金
（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）交付申請書

令和 7 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の交付を関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額

○地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

運 行 系 統 数	補 助 金 の 額
7	2,730 千円

太良町運賃協議会設置要綱

令和7年7月8日

訓令第62号

(目的)

第1条 太良町運賃協議会（以下「協議会」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じ地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等について協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域における需要に応じた住民の生活のために旅客輸送を確保する必要がある路線又は営業区域にかかる運賃等に関する事項
- (2) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(協議会の構成員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 町長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (3) 佐賀運輸支局長又はその指名する者
- (4) 町長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員として委員となっている者の任期については、その職にある期間とする。
- 3 欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の運営)

第5条 協議会に会長をおき、町長又はその指名する者をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 協議会は会長が招集し、その議長となる。
- 4 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 協議会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 6 協議会の議決の方法は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 会長が必要と認める場合は、書面審議により議事を決することができる。

8 前各項の規定にかかわらず、軽微な案件であるため協議会の開催を要しないと判断された場合は、協議会の開催を省略することができる。

9 協議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(守秘義務)

第6条 協議会の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和7年7月1日から適用する。

太良町運賃協議会 委員名簿
(令和7年8月1日～令和9年3月31日)

	会社・団体等	役職	氏名
1	太良町	企画政策課長	江口 薫
2	(有)再耕庵タクシー	執行取締役総務部長	山本 浩二
3	九州運輸局 佐賀運輸支局	首席運輸企画専門官	千種 智章
4	太良町区長会	会長	鶴田 義廣

太良町地域公共交通会議設置要綱（平成２９年太良町訓令第１８号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項	(協議事項) 第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。 (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関する事項

太良町地域公共交通活性化協議会規約（平成29年太良町訓令第19号）新旧対照表

現行	改正後（案）
(業務) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)・(2) (略) (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃及び料金等に関する協議	(業務) 第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。 (1)・(2) (略) (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する協議

③ 運行ルートの一部変更

現在の運行ルートはできるだけ集落・住居の多いところに設定しているが、地域によっては運行ルートからかなり離れているところもある。例えば、国道 207 号と並行して西側を走る旧国道にコミュニティバス路線を設けて欲しいという意見がある。この件も含め、区長、民生委員に対する要望調査を行い、この結果も参考に運行ルートの一部変更を検討する。

④ 市街地巡回線の新設

多良地区に乗り入れている各路線は、市街地内の主要な施設を回遊する形で運行していることから、施設間の移動などにも利用できる可能性があるものの、路線によって経路や停車する順番が異なるなど、利用者の視点から見ると活用しやすいものとはなっていない。

各路線の市街内の運行ルートをできる限り統一することで分かりやすさを高め、施設間の移動での活用を促進するとともに、既存路線のみでは運行間隔が長くなる時間帯を補完するための「市街地巡回線」を新設することで施設間移動の利便性を高め、市街地内の回遊を促進する。

(2) バス停位置の見直し

現在のコミュニティバス利用者の自宅からバス停までの徒歩時間は、10 分以内がほとんどであり、それ以上時間がかかる人の利用は少ない。つまり、できるだけ集落・住居近くにバス路線、バス停を設けることは利用者増にとって重要なことである。

現在の運行ルート、バス停の位置が住民や事業者が利用しやすい位置にあるかを再度調査・検討し、適切な位置への見直しを検討する。特に、商業施設については商工会、JA 等関連団体の意見を聞いてバス停の新設を検討する。

一方、年間の利用者が 2 人以下のバス停については、区長等地域の意見を聞いたうえで廃止も含む位置の見直しを行う。この見直しは適宜実施する。

(3) 運行日および運行時間の見直し

運行ルート、バス停位置の変更に伴い時刻表の見直しを行う。大きく運行時刻が変わるのは次の路線である。

- ・ 広谷・多良線、道越・多良線、今里・多良線
- ・ 広谷線、道越巡回線、今里線

(4) 地域の移動手段の確保・維持

地域の移動に不可欠な路線バス・コミュニティバスについては、国の補助事業（地域公共交通確保維持改善事業）等を活用し、確保・維持に努める。補助事業の概要は下表のとおりである。コミュニティバスに対する補助金は、令和 3 年度 5,897 千円、令和 4 年度 4,574 千円であり、今後も 5,000 千円程度を見込んでいる。

協議事項 (1) 令和7年度 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価 (案) について
地域公共交通確保維持改善事業・事業評価 (生活交通確保維持改善計画に基づく事業) 案

令和8年1月21日

協議会名: 太良町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名: 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
有限会社再耕庵タクシー	多良地区:伊福・片峰線 曜日運行(月、水、金) 1日4便(2回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため3日運休。(運 行日数142日、無事故)	【1日あたり乗車人数】 実績:12.9人(目標:12人) 【1回あたり輸送人数】 実績:6.5人(目標:6人) 【要因分析】 沿線各所から小さい館までの 利用者が多く、目標を達成でき たが、ほとんど利用されないバス停 も見られた。	令和7年10月1日運行再編
有限会社再耕庵タクシー	多良地区:中山線 曜日運行(月、水、金) 1日4便(2回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため3日運休。(運 行日数142日、無事故)	【1日あたり乗車人数】 実績:11.3人(目標:10人) 【1回あたり輸送人数】 実績:5.6人(目標:5人) 【要因分析】 沿線各所から小さい館までの 利用者が多く、目標を達成でき たが、ほとんど利用されないバス停 も見られた。	令和7年10月1日運行再編
有限会社再耕庵タクシー	多良地区:端月・川北線 曜日運行(月、水、金) 1日4便(2回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため3日運休。(運 行日数142日、無事故)	【1日あたり乗車人数】 実績:11.4人(目標:10人) 【1回あたり輸送人数】 実績:5.7人(目標:5人) 【要因分析】 沿線各所から町立太良病院まで の利用者が多く、目標を達成でき たが、ほとんど利用されないバス 停も見られた。	令和7年10月1日運行再編

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)案

令和8年1月21日

協議会名： 太良町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名： 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
有限会社再耕庵タクシー	多良地区：中尾線 曜日運行(月、水、金) 1日4便(2回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため3日運休。(運 行日数142日、無事故)	C 【1日あたり乗車人数】 実績：10.6人(目標：14人) 【1回あたり輸送人数】 実績：5.3人(目標：7人) 【要因分析】 しおさい館利用者の割合が顕著 に高く、他の目的の利用がほとん ど無いため、利用者が伸びな かったと考える。目標を未達成。	令和7年10月1日運行再編
有限会社再耕庵タクシー	大浦地区：広谷・多良線 曜日運行(木、土) 1日2便(1回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため2日運休。(運 行日数98日、無事故)	A 【1日あたり乗車人数】 実績：11.0人(目標：8人) 【1回あたり輸送人数】 実績：11.0人(目標：8人) 【要因分析】 広谷方面からしおさい館までの 利用者が増加し、目標を達成でき たが、ほとんど利用されないバス 停も見られた。	令和7年10月1日運行再編
有限会社再耕庵タクシー	大浦地区：広谷線 曜日運行(木、土) 1日4便(2回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため2日運休。(運 行日数98日、無事故)	C 【1日あたり乗車人数】 実績：0.2人(目標：4人) 【1回あたり輸送人数】 実績：0.1人(目標：2人) 【要因分析】 利用者の望む目的地(多良中心 部)が設定されていないため、利 用者が伸びなかったと考える。 目標を未達成。	廃止(再編により広谷・多良線 に統合)

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(生活交通確保維持改善計画に基づく事業)案

令和8年1月21日

協議会名： 太良町地域公共交通活性化協議会

評価対象事業名： 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回(又は類似事業)の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 (特記事項を含む)
有限会社再耕庵タクシー	大浦地区:道越・多良線 曜日運行(火、木) 1日2便(1回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。(運行日 数98日、無事故)	C 【1日あたり乗車人数】 実績:5.7人(目標:7人) 【1回あたり輸送人数】 実績:5.7人(目標:7人) 【要因分析】 便数の少なから利用者が増え ず目標を未達成。	令和7年10月1日運行再編
				【1日あたり乗車人数】 実績:左回り0.8人(目標:4人) 実績:右回り0.6人(目標:4人) 【1回あたり輸送人数】 実績:左回り0.4人(目標:2人) 実績:右回り0.3人(目標:2人) 【要因分析】 利用者の望む目的地(多良中心 部)が設定されていないため、利 用者数が伸びずに目標を未達 成。	
有限会社再耕庵タクシー	大浦地区:道越巡回線 曜日運行(火、木) 1日4便(4回)	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。(運行日 数98日、無事故)	C 【1日あたり乗車人数】 実績:6.5人(目標:4人) 【1回あたり輸送人数】 実績:6.5人(目標:4人) 【要因分析】 波瀬ノ浦バス停からの利用者が 多く、全体としては目標を達成で きたが、特に大浦地区でほとんど 利用されないバス停が見られた。	令和7年10月1日運行再編

地域公共交通確保維持改善事業・事業評価（生活交通確保維持改善計画に基づく事業）案

令和8年1月21日

協議会名： 太良町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名： 地域内ライダーシステム確保維持費国庫補助金

①補助対象事業者等	②事業概要	③前回（又は類似事業）の 事業評価結果の反映状況	④事業実施の適切性	⑤目標・効果達成状況	⑥事業の今後の改善点 （特記事項を含む）
有限会社再耕庵タクシー	大浦地区：今里線 曜日運行（火、土） 1日4便（4回）	利用状況等を詳細に分析した 上で再編を検討	A 当初の計画通り事業は適 切に実施された。ただし、天 候不良のため1日運休。（運 行日数97日、無事故）	C 【1日あたり乗車人数】 実績：0.2人（目標：8人） 【1回あたり輸送人数】 実績：0.1人（目標：2人） 【要因分析】 利用者の望む目的地（多良中心 部）が設定されていないため、利 用者数が伸びずに目標を未達 成。	廃止（再編により今里・多良線 に統合）
【事業実施の適切性】 A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった 【目標・効果達成状況】 A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した（する見込み） B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった（一部達成できない見込み） C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった（達成できない見込み）					

事業実施と生活交通確保維持改善計画との関連について

令和8年1月21日

協議会名：	太良町地域公共交通活性化協議会
評価対象事業名：	太良町生活交通確保維持改善事業
地域の交通の目指す姿 (事業実施の目的・必要性)	太良町では、人口減少、少子高齢化が進展しており、今後さらには人口減少が進むと見込まれている。この中で、住民のくらしの質の維持・向上を図るためには、住民のくらしに欠くことのできない医療・商業・金融等の各施設への移動手段の確保・充実が重要である。また、その時代や地域の実情・ニーズに応じ、地域交通による活力あるまちづくりを目指す取組を進めるとともに、その評価、見直し、再編を行わなければならない。 このため太良町は、住民のくらしの移動手段の確保・充実に向けた課題を明らかにし、本町にとって望ましい公共交通のあり方を示すものとして平成30年3月に太良町地域公共交通網形成計画を策定した。平成30年度からはコミュニティバス運行の具体化に向けて諸調査・検討を続けてきたが、路線、結節点等の一部見直しが必要となり、令和2年3月に太良町地域公共交通網形成計画(改定計画)を策定した。 その改定計画の策定中である令和元年10月に、廃止代替路線(中山線、広谷線、竹崎線)が廃止された。その結果、太良町内の公共交通は町東側の海岸近くを走る祐徳バス太良線とJR長崎本線のみとなり、町内の中心と周辺部を結ぶ公共交通機関がなくなってしまう。 このため、太良町地域公共交通網形成計画(改定計画)を早期に実現する必要性が増し、生活交通確保維持改善計画を作成し、住民の悲願であるコミュニティバスを令和2年10月から実証運行を行い、その利用状況に基づく全体的な見直しを行った後に、令和3年4月から本格運行を開始した。本格運行開始後は、随時運行計画の見直し・変更を行い、令和5年には住民アンケート調査、コミュニティバス乗降調査等を実施し、令和6年3月に太良町地域公共交通計画を策定した。 また、令和7年10月1日に運行見直しを実施し、利便性の向上に努めている。今後も利用者ニーズを把握しながら住民の生活交通手段として存続させていきたいと考えている。

協議事項（２）令和7年度 決算見込み

収入

款	項	目	予算額	決算見込額	差引	説 明
負担金	負担金	負担金	1,920,000	1,920,000	0	太良町負担金
国庫支出金	国庫補助金	国庫補助金	3,274,000	2,730,000	△ 544,000	コミュニティバス運行補助金（R7より協議会で申請）
繰越金	繰越金	繰越金	494,825	497,111	2,286	
諸収入	雑入	雑入	175	1,456	1,281	預金利息
計			5,689,000	5,148,567	△ 540,433	

支出

款	項	目	予算額	決算見込額	差引	説 明
総務費	総務費	会議費	270,000	48,000	△ 222,000	
		報酬	120,000	48,000	△ 72,000	委員報酬
		旅費	150,000	0	△ 150,000	委員旅費
事業費	事業推進費		1,970,000	1,882,550	△ 87,450	
		事業費	100,000	12,550	△ 87,450	
		需用費	30,000	10,550	△ 19,450	事務用品、お茶代等
		印刷製本費	50,000	0	△ 50,000	
		役務費	20,000	2,000	△ 18,000	振込手数料
		調査研究費	1,870,000	1,870,000	0	太良町地域公共交通事業計画支援業務委託
		委託料	1,870,000	1,870,000	0	
繰出金	繰出金	繰出金	3,274,000	2,730,000	△ 544,000	コミュニティバス運行補助金（町一般会計へ）
予備費	予備費	予備費	175,000	0	△ 175,000	
計			5,689,000	4,660,550	△ 1,028,450	

収入 5,148,567円 - 支出 4,660,550円 = 488,017円（次年度に繰越）

協議事項（３）令和８年度 事業計画（案）及び予算（案）について

①令和８年度 事業計画（案）

（１）コミュニティバスの運行

事業期間 ： 令和８年４月１日～令和９年３月３１日
運行路線 ： ９路線
運行事業者 ： 有限会社 再耕庵タクシー

（２）コミュニティバス見直しに伴う効果等の検証

コミュニティバス利用状況について、データを用いて詳細な分析を実施し、
令和７年１０月の見直しに伴う効果・課題などの検証を行う。

また、改善すべき点などを抽出・整理するとともに、改善案の検討を行う。

（３）合同会議の開催

２回（６月中旬・１月下旬予定）開催。

②令和8年度 予算（案）

収入

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	差引	説 明
負担金	負担金	負担金	1,920,000	1,780,000	△ 140,000	太良町負担金
国庫支出金	国庫補助金	国庫補助金	3,274,000	2,730,000	△ 544,000	コミュニティバス運行補助金
繰越金	繰越金	繰越金	494,825	488,017	△ 6,808	
諸収入	雑入	雑入	175	1,983	1,808	
計			5,689,000	5,000,000	△ 689,000	

支出

款	項	目	前年度予算額	本年度予算額	差引	説 明
総務費	総務費	会議費	270,000	270,000	0	
		報酬	120,000	120,000	0	委員報酬
		旅費	150,000	150,000	0	委員旅費
事業費	事業推進費		1,970,000	1,827,000	△ 143,000	
		事業費	100,000	100,000	0	
		需用費	30,000	30,000	0	事務用品、お茶代等
		印刷製本費	50,000	50,000	0	公共交通チラシ等作成
		役務費	20,000	20,000	0	通信運搬費等
		調査研究費	1,870,000	1,727,000	△ 143,000	太良町地域公共交通事業 計画支援業務委託
		委託料	1,870,000	1,727,000	△ 143,000	
繰出金	繰出金	繰出金	3,274,000	2,730,000	△ 544,000	コミュニティバス運行 補助金(町一般会計へ)
予備費	予備費	予備費	175,000	173,000	△ 2,000	
計			5,689,000	5,000,000	△ 689,000	